

特定事業「（仮称）愛西市学校給食センター整備・運営事業」  
の選定について

平成 21 年 10 月 8 日

愛 西 市

# 第1 事業概要

## 1 施設の概要

### 1) 事業名称

(仮称) 愛西市学校給食センター整備・運営事業

### 2) 事業に供される公共施設等の名称

(仮称) 愛西市学校給食センター

### 3) 計画位置

(仮称) 愛西市学校給食センター：愛知県愛西市森川町村仲 10 番（一部）、11 番 1、12 番 1

### 4) 事業目的

愛西市（以下「市」という。）は、平成 17 年 4 月 1 日に、海部郡佐屋町、立田村、八開村、佐織町の 2 町 2 村が合併し発足した。そのため、給食の提供方法については、合併前の町村により異なっており、旧佐屋町、旧立田村、旧八開村については、小学校、中学校共にセンター方式、旧佐織町においては、単独自校方式となっている。

また、学校給食においては、平成 9 年に「学校給食衛生管理の基準」（文部科学省）が制定され、原則、それに従った衛生管理を実施していたが、学校給食法の改正（平成 20 年度）により、文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」に従った衛生管理が望ましいと法的に位置づけられ、より一層の、適切な衛生管理が求められている。

そのような中、学校給食八開センターは、平成 13 年に竣工し、現在の学校給食衛生管理基準に準拠した施設となっているが、学校給食佐屋センター及び同立田センター及び旧佐織町の単独自校方式の一部を除いた学校については、老朽化、衛生水準、作業効率など、抜本的な更新の時期を迎えている。

また、食育基本法の制定や、食に関する指導が学校給食法の改正（平成 20 年度）により盛り込まれるなど、学校教育において「食育」という新たな視点でこれらの食環境の改善に取り組む必要があること、アレルギー対応の必要性の高まり、大量のエネルギーを消費する施設であることから、環境配慮への要望等、給食を取り巻く環境も変化している。

更新計画を検討するにあたり、市においては、「学校給食衛生管理基準」に準拠し、調理後 2 時間以内喫食を遵守するため、配送距離等を鑑み、給食提供エリアを、市域南北に分けて検討を行なった。その結果、学校給食佐屋センター及び同立田センターの 2 箇所の給食センターを統合し、市域南側エリアへの給食提供の拠点として、「(仮称) 愛西市学校給食センター」（以下「本施設」という。）を設置することを決定した。

また、市は、(仮称) 愛西市学校給食センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく PFI 事業として実施することにより、市の財

政負担の軽減と公共サービスの質的向上を図りつつ、以下の実現を図るものとする。

#### **ア 学校給食衛生管理基準に沿った衛生管理**

安全な給食を提供するため、文部科学省が示す「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)」等に基づき、高い衛生水準の確保を行う。

#### **イ 望ましい食環境の確保**

つくりたてに近い状態での給食提供の実現、食物アレルギーを持つ児童生徒も安心して食べられるアレルギー対応の実施、栄養バランスを考慮した充実した給食提供を実現し、すべての児童生徒にとって望ましい食環境の確保を図る。

#### **ウ 食育の推進や地域との係わりへの配慮**

食育基本法が策定され、学校給食法においても一部改正がなされ、学校給食を活用した食に関する指導の充実が求められている。また、昨今は食の安全性や食育への関心が非常に高まっている。

本施設では、当該施設を中心とした食育活動の推進や、地域との交流を行う。

#### **エ 環境負荷低減への配慮**

環境省は、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（以下「環境配慮契約法」という。）を定め温室効果ガスの低減を求めている。

この法律では、地方公共団体にも努力義務を課し、エネルギーの合理的かつ適切な使用や、環境配慮契約を推進するよう求めている。本施設は、この環境配慮契約法の趣旨に則った施設とする。

また、大量のごみを発生する施設であることから、生ごみの減量化・再資源化への対応などを推進する。

#### **オ 財政への配慮**

本施設では、施設建設時にかかる初期費用だけでなく、維持管理運営面での経費を含めたライフサイクル単位での経費を考慮し、経費節減に配慮した施設とする。

また、PFI方式を導入することで、民間の運営ノウハウを活用し、効率的な運用により、ライフサイクル単位での財政支出の削減を図る。

### **5) 敷地面積**

(仮称) 愛西市学校給食センター：約 5,500 m<sup>2</sup>

## **2 事業の内容**

### **1) 施設整備業務**

- a. 事前調査業務
- b. 各種許認可申請等業務及び関連業務（交付金の申請支援含む。）

- c. 設計業務
- d. 建設業務（敷地造成含む）
- e. 調理設備<sup>※1</sup>調達・搬入設置業務
- f. 調理備品<sup>※2</sup>調達業務
- g. 事務備品<sup>※3</sup>調達業務
- h. 食器・食缶等<sup>※4</sup>調達業務
- i. 外構整備・植栽整備業務
- j. 工事監理業務
- k. 竣工検査及び引渡し業務
- l. 既存施設（佐屋センター、立田センター）解体・駐車場設置業務

※1)「調理設備」とは、調理釜、冷蔵庫等動力を用い、設備配管等の接続により建物に固定して調理業務に使用する機械設備、及び平面図等で提示可能な調理に必要な什器（作業台、移動台、戸棚、コンテナ等）をいう。

※2)「調理備品」とは、ボール、温度計、計量カップ、秤、まな板等、調理業務に必要な備品をいう。

※3)「事務備品」とは、市職員用机・椅子、会議室机、椅子、電話、棚等、調理以外の目的で使用する建物に固定しない備品をいう。

※4)「食器・食缶等」とは、食器・食缶、食器かご等をいう。

## 2) 開業準備業務

- a. 開業準備業務及びこれらに付随する業務
- b. 市の行う試食会の開催支援業務

## 3) 維持管理業務

- a. 建築物保守管理業務（建築物の点検・保守、その他一切の修理・修繕業務を含む）
- b. 建築設備保守管理業務（設備の点検・保守、運転・監視、その他一切の修理・修繕業務を含む）
- c. 調理設備保守管理業務（設備の点検・保守、運転・監視、その他一切の修理・修繕及び更新業務を含む）
- d. 植栽・外構維持管理業務
- e. 清掃業務
- f. 警備業務
- g. 調理備品保守管理・更新業務
- h. 食器・食缶等保守管理・更新業務
- i. 事務備品の保守管理・更新業務（ただし、市職員事務室内の事務備品については市が行う。）

## 4) 運営業務

- a. 検収補助業務

- b. 調理業務
- c. 給食運搬・回収業務（基本的には米飯・パン・デザート(開封済み)の残滓についても回収対象とする。）
- d. 配送車両調達・維持管理・更新業務
- e. 洗浄業務
- f. 残滓処理業務（基本的には米飯・パン・デザート(開封済み)の残滓についても残滓処理対象とする。）
- g. 衛生管理業務
- h. 各配送校における配膳業務（佐屋地区のみ）

### 3 事業方式

選定事業者が本施設を整備した後、市に所有権を移転し、事業期間中における維持管理業務及び運営業務を実施するいわゆる BTO（Build Transfer and Operate）方式とする。

### 4 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 39 年 3 月 31 日までの予定とする。

## 第2 市が自ら事業を実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

### 1 コスト算出による定量的評価

#### 1)算定に当たっての前提条件

本事業において、市が自ら実施する場合の市の財政負担額と、PFI方式により実施する場合の市の財政負担額の比較を行うにあたり、その前提条件を以下のように設定した。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

項目	市が自ら事業を実施する場合	PFI事業として実施する場合
算定対象とする経費の主な内訳	1. 支出 (1) 施設整備費 (2) 維持管理費 (3) 運営費（光熱水費含む） (4) 地方債(合併特例債)の償還費  2. 収入 (1) 安全・安心な学校づくり交付金 (2) 地方債(合併特例債)	1. 支出 (1) サービス対価 ・ 施設整備費 ・ 維持管理費 ・ 運営費（光熱水費含む） ・ 選定事業者の開業準備費 ・ プロジェクトファイナンスの組成に係る費用 ・ SPCの管理費 ・ SPCの利益 ・ SPCの法人税等 (2) アドバイザー委託費 (3) モニタリング費 (4) 地方債(合併特例債)の償還費 (5) 事業者審査委員会運営費  2. 収入 (1) 安全・安心な学校づくり交付金 (2) 地方債(合併特例債) (3) SPCからの税収（市税）
共通条件	インフレ率：0.0% 割引率：4.0% 施設整備期間：1年7ヶ月 開業準備期間：2ヶ月 維持管理・運営期間：15年	
資金調達に関する事項	・ 一般財源 ・ 安全・安心な学校づくり交付金 ・ 地方債(合併特例債)	・ 一般財源 ・ 安全・安心な学校づくり交付金 ・ 地方債(合併特例債) ・ 選定事業者の自己資金

#### 2) 算定方法及び評価の結果

上記の前提条件を基に、市が自ら実施する場合の市の財政負担額とPFI方式により実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した。この結果、本事業を市が自ら実施する場合に比べ、PFI方式により実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額が1.5%程度削減されるものと見込まれる。

なお、本数値は、事業者へのリスク移転を見込んでおらず、これらを考慮した場合は、更なる削減効果が期待できる。

市が自ら実施する場合の市の財政負担額（現在価値換算額）	2,563（百万円）
PFI 方式により実施する場合の市の財政負担額（現在価値換算）	2,523（百万円）
VFM（現在価値換算）	40（百万円）
VFM（%）	1.5%

## 2 本事業を PFI 事業として実施することについての定性的評価

### 1) 民間のノウハウや創意工夫の発揮

設計・建設・運営及び維持管理を一括して民間事業者が発注することで、単体で発注する場合に比べ、ライフサイクルコストを踏まえ、民間の有するノウハウや創意工夫が発揮されやすく、事業期間を通じてサービス水準の高い業務の遂行が期待できる。

また、長期包括契約となることにより、市職員の発注、各業務の調整、引継ぎ等の事務負担の軽減が期待できる。

### 2) 安定かつ効率的な事業運営

本事業を PFI 事業として実施する場合、市と選定事業者が適正なリスク分担を行い、従来市が負っていたリスクのうち、選定事業者がより適切に管理できるリスクを移転することにより、安定的かつ効率的な事業運営が期待できる。

### 3) 計画的な財政運営への寄与

長期間における事業契約の締結が可能であることから、事業期間中の財政負担を適切に把握することができ、計画的な財政運営に寄与することができる。

## 3 総合的評価

本事業を PFI 事業として実施する場合、市が直接事業を実施する場合と比較して、市の財政負担は、定量的評価において 1.5%程度の縮減が見込まれ、定性的効果も期待できる。

以上のことから、本事業を PFI 法第 6 条の規定により特定事業として選定する。